

理事会運営規則

(目的)

第1条

この規則は、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構（以下「当法人」という）定款に基づき、理事会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員・理事)

第2条

当法人には、次の役員を置く。

- 理事 3名以上
- 監事 1名以上

当法人には、以下の委員会を置く。

- 資格認定委員会
- スーパーバイザー資格認定委員会
- 資格試験委員会
- 倫理委員会
- 広報委員会
- 将来構想委員会
- 研修委員会
- 資格更新委員会

1. 各委員会の委員長は理事を兼ねる。
2. 上記理事のうち、1人を代表理事とする。
3. 上記理事のうち、1人以上を副代表理事、1人以上を会計理事とすることができる。
4. 代表理事、副代表理事、会計理事を業務執行理事とすることができる。
5. 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
6. 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第3条

各役員を選任方法は次のとおりとする。

理事は、社員総会の決議によって選任する。

当法人がおく、常設の委員会の代表は理事となる。

監事は、社員総会の決議によって選任する。

代表理事は、理事会において選定する。

副代表理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の決議において承認する。

会計理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の決議において承認する。

事務局長は、代表理事が指名し、理事会において承認する。

資格認定委員会委員長、スーパーバイザー資格認定委員会委員長、資格試験委員会委員長、倫理委員会委員長、広報委員会委員長、将来構想委員会委員長、研修委員会委員長、資格更新委員会委員長は、それぞれの委員会の推薦を受け、社員総会の承認を経た者があたる。なお、上記委員会の副委員長、ならびにそれぞれの委員についても、理事会の承認を経るものとする。

(理事の職務及び権限)

第4条

各役付理事の職務並びに権限は次のとおりとする。

- ① 代表理事は当法人を代表し、すべての事業を統括する。
- ② 副代表理事は代表理事を補佐する。
- ③ 会計理事は当法人の業務を執行する。
- ④ 事務局長は代表理事を補佐し、当法人の事務を統括する。

代表理事、副代表理事、会計理事、事務局長は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を社員総会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第5条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事・監事の任期)

第6条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないが2期までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないが2期までとする。
3. 補欠又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選

任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事・監事の解任)

第7条

1. 役員として不適切な行為があったときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、代表理事、副代表理事、会計理事、事務局長の解任(理事たる地位の解任を含まない。)は、理事会の決議によってすることができる。

(理事会)

第8条

理事会の議長は、代表理事がこれを行う。

(その他の機関)

第9条

当法人は、以下の常設の委員会を置く。各委員会の業務内容は以下のとおりとする。

・資格認定委員会

臨床発達心理士の資格認定および資格更新にかかわる事業を行うところとし、その規約ならびに細則については別途定める。

・スーパーバイザー資格認定委員会

臨床発達心理士スーパーバイザーの資格認定および資格更新にかかわる事業を行うところとし、その規約ならびに細則については別途定める。

・資格試験委員会

臨床発達心理士の資格審査における筆記試験の作問、採点、評価にかかわる事業を行うところとし、その規約ならびに細則については別途定める。

・広報委員会

臨床発達心理士の認定に関する当法人の活動を広く世に広め、臨床発達心理士の資格取得希望者および本資格の社会的認知を拡大することに関わる事業を行うところとし、その規約ならびに細則については別途定める。

・倫理委員会

当法人の内外から寄せられる倫理問題への対応、懲戒処分についての検討、啓発活動などにかかわる事業を行うところとし、その規約ならびに細則については別途定める。

・将来構想委員会

臨床発達心理士の将来のあり方について検討し、時代に合わせた資格の位置づけを

より明確にし、臨床発達心理士のさらなる資質の向上および円滑な法人運営に資する事業を行うところとし、その規約細則、内規、ガイドライン等を別途定める。

・研修委員会

臨床発達心理士の資格更新研修、生涯研修にかかわる事業を企画運営、資格のポイント付与の考え方、研修連携団体する事項を担い、研修の質に関して資する事を行うところとし、その規約ならびに細則、内規、ガイドライン等を別途定める。

・資格更新委員会

臨床発達心理士の資格更新、承認団体の承認、資格更新研修の承認、資格更新ポイント付与にかかわる事業を行うところとし、その規約並びに細則については別途定める。

(その他の機関の運営)

第10条

- 1.各委員会の委員長は、理事会が編成した事業計画およびこれに伴う収支予算に従い、担当する会を運営する。
- 2.委員会の決議は、委員の過半数が出席（委任状出席を可とする）し、その過半数をもって行う。
- 3.危機支援（災害支援含む）、有資格者への情報提供、相談窓口を法人内に設ける。

(業務の報告)

第11条

各委員会の委員長は、理事会において各自が担当する委員会の業務について報告を行わなければならない。必要な事案は審議事項として提出する。

(事務局)

第12条

当法人に事務局を置く

この規約の変更は、理事会の決議をもって行う。

施行期日

制定 2010年6月13日より施行する。

改定 2010年12月12日 一部改定

改定 2014年12月14日 一部改定

改定 2017年6月18日 一部改定

改定 2019年12月15日 一部改定

改定 2023年3月19日 一部改定